

議案第24号

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園・学校薬剤師の項中「1校（園）につき」を「〃」に改め、同表上越市オンブズパーソンの項中「260,000円」を「130,000円」に改め、同表鳥獣特別捕獲員の項中「鳥獣特別捕獲員」を「鳥獣被害対策実施隊員」に、「4,100円」を「4,960円以内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表上越市オンブズパーソンの項の改正規定は、同年10月1日から施行する。